

2011 愛知自治体キャラバン陳情事項への回答書(南知多町)

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答)憲法並びに地方自治法の趣旨に沿い、厳しい町財政の中ではありますが、住民生活の安定を最も重要な施策に位置付け、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実に努めたいと考えています。

- ②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

(回答)現在のところ、制限する予定はありません。

- ③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答)自治体の業務である徴税事務(滞納整理)を、より機能的・効果的に進めるため、協定により機関を設置したものであり、それぞれが自治体の事務として実施しているものです。税滞納世帯への対応は、法に基づき適切に対応していきます。

【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

- ①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

(回答)町防災計画を整備するとともに、職員向けのマニュアルを整備しており、随時対応していきます。

- ②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

(回答)国の中防災会議における想定地等の見直しがはかられた時点で具体的な計画の見直しを行っていきます。

- ③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

(回答)南知多町の小中学校は全部で11校あります。平成18年度から校舎改築工事や耐震補強工事を実施し、耐震化に努めてきました。本年度も1校実施しており、来年度に2校実施して完了する予定です。また、個人宅の耐震化について、現在本町では、昭和56年5月31日以前建築の木造住宅の無料耐震診断を行っております。耐震改修につきましても、改修補助金を出し、耐震化の推進を図っております。

- ④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

(回答)現在のところ、バリアフリー化は予定していません。
財政面での問題、平常時の使い勝手等を考慮のうえ、今後検討します。

- ⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

(回答)町にある社会福祉施設の2施設と協定を締結しております。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかつてください。

(回答)知多厚生病院は、平成19年3月に地域災害拠点病院に指定され地域医療を担っています。住民直結の総合病院としての役割もあり、南知多・美浜両町で病棟及び診療棟改築の財政支援をしている。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

(回答)現在、自治会とともに防災マップ、避難経路について、見直し作業中です。

⑧防災教育を徹底してください。

(回答)従来から、年3回以上各種災害に対する避難訓練の場を設定し、防災意識の高揚に努めています。東日本大震災以後は、地震と津波の避難場所を見直し、二次・三次避難場所の検討・検証を行ってきました。今後は防災教育をさらに徹底させるとともに、帰宅後も適切な対応がとれるよう「防災教育」を具現化する取り組みを充実させていきたいと考えています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

(回答)現在8段階の設定をし、低所得者に配慮した所得段階となっています。今後さらに細分化する必要があるかどうかは所得状況を踏まえ検討します。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答)保険料の負担については、段階的に所得に応じた配慮がなされています。また、年度途中に負担能力が著しく低下した方への保険料の減免規定が設けられており、新たに減免する考えはありません。

③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)「南知多町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱」に基づき一定の低所得者に対して実施しています。これ以外で新たに減免する考えはありません。

④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

(回答)「介護予防・日常生活支援総合事業」は地域支援事業の中で実施されるものと解していますが、どの事業が該当するのかがまだ不明確ですので、それも含め検討中です。

⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答)特別養護老人ホーム等の施設整備については、保険給付の財源(保険料)との関係もあるため、3年毎の介護保険事業計画策定において検討します。町独自の特別養護老人ホームへの助成制度は平成21年度に制定しています。

なお、平成23年度に小規模特別養護老人ホーム29床、認知症高齢者グループホーム9床を整備される見込みです。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

(回答)南知多町の地域包括支援センターは直営です。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)賃金等への財政支援の考えはありません。研修につきましては、愛知県市町村振興協会と南知多町の主催で、日本福祉大学 社会福祉総合研修センターに委託し、ケアマネを対象とした「介護支援専門員研修」とヘルパーを対象とした「現任介護職員研修」を実施、また、知多中南部居宅介護サービス事業者連絡会の主催で、日本福祉大学に委託し、「サービス事業者振興事業」として、介護職員を対象に各種研修・公開講座を実施しています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

(回答)一般会計・特別会計の区分は財源をどうするかということもあり、事業の内容に応じ判断します。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答)配食サービスは安否確認のために実施しています。その他の安否確認、生活支援につきましては、今のところ実施予定はありませんが、必要により実施を検討します。なお、ひとり暮らし高齢者などの要援護者へは、民生委員及び地域包括支援センター職員が訪問し、実態把握を行っています。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答)今のところ実施予定はありません。

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答)平成22年度にサロンボランティア養成講座を開催し、平成22・23年度に新規で6箇所サロンが立ち上りました。また、その運営費については、報償費・消耗品・備品等の必要経費については助成をしています。

エ.高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答)今のところ、高齢者住宅を公営で整備する予定はありません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。
また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答)配食サービスは、見守りを必要とする高齢者に対し、原則平日昼食週5日以内で実施しています。また、ふれあい昼食会は社会福祉協議会の主催で実施しています。

(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)今のところ実施する予定はありません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)実施に向けて検討します。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)後期高齢者医療の医療給付の一部負担金は、国の制度に基づいて行っており、現在、国的一部負担金の無料化の方針はありません。

現在の福祉給付金制度は、県の制度に併せて行っており、障害者等の対象要件のない非課税世帯の医療費の助成で、町単独で行っているのは、ひとり暮らし老人のみであります。障害者等の対象要件のない(ひとり暮らし老人の該当者は除く)非課税世帯への拡大につきましては、町単独で行うことは考えておりません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

(回答)愛知県後期高齢者医療広域連合の指示を仰ぎつつ、適切な処理を行っていく所存です。

3. 子育て支援について

①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

(回答)現在、小学校卒業年齢までの現物給付を実施しておりますが、年齢を引き上げていく予定はありません。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

(回答)平成21年度から妊婦健康診査を14回、産婦健康診査を1回無料で実施している。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

(回答)本町は1.3倍しておりますが、財政状況からみても、これ以上の引き上げは難しいと判断しておりますし、名古屋市を始め基準の低い市町村も多いことをご承知ください。申請の受付や手続きは、すでにご提言のとおりにしています。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答)賄い材料費等につきましては、本来保護者負担と考えておりますので、無料化する予定はありません。

4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

(回答)国民皆保険の元での医療制度の実施を考えると、医療は国により一本化して行うべきと考えます。その前段としての都道府県単位化であれば財政の安定化、被保険者の受けるサービス、保険税等の負担の公平化などの観点から必要と思われます。

②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)医療費に対する税不足が深刻化してきた状況の中、急激な保険税の引き上げを緩和するため、一般会計からの繰入を、平成23年度予算計上しました。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答)18歳未満の被保険者を対象として所得に関係なく一律に国保税を減免することについては考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答)減免制度につきましては、現状の制度の範囲で運用を考えており(低所得者に対する軽減制度もあり)、拡充は国保財政への負担増となるため考えていません。

現状制度「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者及びこれに準ずると認められる者」での運用を続けます。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)町条例に「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者及びこれに準ずると認められる者」となっており、現状要件「前年所得が200万円以下で当年の見込所得が2分の1以下に減少すると認められる世帯」の範囲内で運用を考えており、拡充は国保財政の負担増となるため考えておりません。

③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)資格証明書交付対象世帯のうち公費医療対象者、18歳年度末までの子どもには短期の保険証を交付しています。また、窓口交付は納税相談等大切な機会ととらえていますが、更新の手続き等に見えない方には郵送での対応をしています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

(回答)資格証明書の方に対しては、納期限から1年6ヶ月以上経過した未納分がある場合、税への充当を事前に説明しています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(回答)分納状況に応じ、短期の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答) 保険税の徴収については、こまめに臨戸訪問を実施することにより、納付指導、分納相談等を行い、完納していただけるよう努力しております。また、短期証・資格証明書の対象にならないように他の税に優先して納付するようにしており、加入者の生活実態を無視するようなことはしていません。しかし、悪質な場合は差押さえもやむを得ないと考えています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答) 近隣市町の状況を参考に平成23年度に要綱を設定しました。

5. 障がい者(児)施策の充実について

①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

(回答) 国の制度に準じて実施しています。独自の制度は予定しておりません。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

(回答) 国の制度に準じて実施しています。独自の制度は予定しておりません。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

(回答) 国の制度に準じて実施しています。独自の制度は予定しておりません。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

(回答) 国の制度に準じて実施しています。独自の制度は予定しておりません。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

(回答) 国の制度に準じて実施しています。独自の制度は予定しておりません。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

(回答) 福祉計画については、自立支援協議会の意見も参考にしています。増員増設は予定していません。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

(回答) 予定はありません。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

(回答) 予定はありません。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式とともに実施してください。

(回答) 特定健診、歯周疾患検診は、無料で集団方式により実施。

がん検診は、集団方式で一部自己負担有。

「がん検診推進事業」の子宮頸がん・乳がん・大腸がんについては、対象年齢において無料で実施。子宮頸がん・乳がん検診は集団・個別選択し実施。

特定健診を個別方式で実施している。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答) 一人 1,000 円の自己負担をいただいている。平成20年度から受益者負担していただいています。無料化に戻すことは難しいと考えます。

7. 予防接種について

①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

(回答) ヒブ、小児用肺炎球菌については、平成23年5月から無料で実施。

HPV(子宮頸がんワクチン)については、平成23年7月から無料で実施。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答) 法的根拠及び国県の補助制度が見込まれる時点で検討をしていきたい。

8. 生活保護について

①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 国の制度に準じています。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

(回答) 国の制度に準じています。

③就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(回答) 予定はありません。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

(回答) 後期高齢者医療制度については、国の判断と考えていますので、あえて要望する予定はありません。国民健康保険への国庫負担の増額につきましては、機会あるごとに要望したいと考えます。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答) 要望する予定はありません。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

(回答) 要望する予定はありません。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

(回答) 知多厚生病院は、地域医療の拠点として総合的な医療、救急医療、災害医療など多様な機能を整備・強化するために南知多・美浜両町で病棟及び診療棟改築の財政支援をしている。

地域医療充実につながる診療報酬改定についての要望は予定していません。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

(回答) 意見、要望を尊重し検討してまいります。

⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65~74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

(回答)意見、要望を尊重し、要望可能かどうか検討してまいります。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

(回答) 国の制度に準じています。独自の制度は考えていません。

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

以上